

広島県選挙管理委員会告示第三十二号

公職選挙事務取扱規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年六月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

公職選挙事務取扱規程等の一部を改正する規程

(公職選挙事務取扱規程の一部改正)

第一条 公職選挙事務取扱規程(昭和三十四年広島県選挙管理委員会告示第十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「その他の選挙」を「地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等」に改める。

第三十五条第三項中「若しくは、同条第三項の規定により不在者投票証明書を提出したとき」を削る。

第三十六条の四の見出し中「指定身体障害者更生援護施設」を「指定身体障害者支援施設」に改め、同条第一項中「身体障害者更生援護施設(身体障害者授産施設を除く。)」を「身体障害者支援施設」に改め、「身体障害者授産施設にあつては、入所定員がおおむね五十人以上で、かつ当該施設の入所者のうち身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者が、おおむね二十五人以上」を削り、同条第二項中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者支援施設」に改める。

第三十六条の五中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者支援施設」に改める。

別記第一号様式中

「

明	年	月	日	
昭	大	年	月	日

を「

年	月	日
---	---	---

」

に改め、

「

成年被 後見	年	月	日
-----------	---	---	---

後見開始の審判確定
を記す。」

別記第十一号の七様式中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者支援施設」に改め、同様式備考(2)中「この場合、身体障害者授産施設については、身体上の障害の程度が一級又は二級である者の数を内書きにすること。」を記す。

別記第十一号の八様式及び別記第十二号様式中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者支援施設」に改める。

別記第十七号様式の第6表中

総数	内訳								
	選挙期日の投票の 代理投票			期日前投票の 代理投票			不在者投票の 代理投票		
	身体 の 故障	文 盲	計	身体 の 故障	文 盲	計	身体 の 故障	文 盲	計

総数	選挙期日の投票の 代理投票			期日前投票の 代理投票			不在者投票の 代理投票		
	身体 の 故障	文 盲	計	身体 の 故障	文 盲	計	身体 の 故障	文 盲	計

改め、同様式第8表(その2)中「指定授権施設」を「指定支援施設」に改める。
(公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部改正)

第二条 公職選挙法による選挙運動等に関する規程(昭和三十四年広島県選挙管理委員会告示第十三号)の一部を次のように改正する。

第六十五条中「第二百一条の十四」を「第二百一条の十五」に改める。

別記第三十号様式のその二中「衆議院選挙区選出議員」を「参議院選挙区選出議員」に改める。

別記第三十一号の三様式のその1の備考中「又は第四項」を削る。

(海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部改正)

第三条 海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程(昭和三十五年広島県選挙管理委員会告示第十五号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式の第2表中

総数	内訳								
	選挙期日の投票の 代理投票			期日前投票の 代理投票			不在者投票の 代理投票		
	身体 の 故障	文 盲	計	身体 の 故障	文 盲	計	身体 の 故障	文 盲	計

総数	選挙期日の投票の 代理投票			期日前投票の 代理投票			不在者投票の 代理投票		
	身体 の 故障	文 盲	計	身体 の 故障	文 盲	計	身体 の 故障	文 盲	計

改め、同様式第4表(その2)中「指定授権施設」を「指定支援施設」に改める。

(県の議会の議員の選挙等における報告及び届出の方法に関する規程の一部改正)

第四条 県の議会の議員の選挙等における報告及び届出の方法に関する規程(昭和三十八年

広島県選挙管理委員会告示第十一号)の一部を次のように改正する。

「当該選挙区の区域を管轄する広島県選挙管理委員会事務局の支局又は」を削り、「市区」の次に「及び県の選挙管理委員会が指定した町」を加える。

附 則

この規程は、平成二十五年六月三十日から施行する。